

## 入札公告

次のとおり、一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和7年 6月25日

奈良県市町村職員共済組合  
理事長 上田 清

### 1 入札に付する事項

#### （1）委託業務名

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に係る、印刷・封入封緘・電話対応・書類審査・データ入力業務

#### （2）業務の内容等

仕様書のとおり

#### （3）履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

### 2 競争入札参加資格

申請時において、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

（2）官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争参加資格停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しないものであること。また指名停止等の処分を受けた日から2年を経過していること。

（3）営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていること。

（4）引き続き1年以上の営業実績を有すること。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（6）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（7）県税、消費税及び地方消費税を完納していること（奈良県内に事業所等を有していない場合は、本店所在地の都道府県に納税義務が生じた事業税を完納していること）。

（9）次のいずれかの事由に該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（10）同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等は、本件入札に同時に参加していないこと。

（11）情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格（ISO27001）またはプライバシーマークを認証取得していること。

（12）本公告の日より前5年以内に、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に係る、「書類の印刷及び封入封緘」「電話対応」「申告書の内容審査」「データ入力業務」のうち3項目以上行った実績を有する者。

### 3 仕様書の配布期間及び入手方法等

#### （1）仕様書の交付方法

本公告の日の午前10時から令和7年7月7日（月）午後5時まで

#### （2）仕様書の入手方法

奈良県市町村職員共済組合公式ホームページ（<https://kyosai-nara.jp>）からのダウンロード

### 4 入札参加申請書等の提出方法

本公告に係る入札に参加しようとする者は、（1）の期限までに（2）の提出先に（3）の書類を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。なお、入札参加申請書等に関し説明等を求められた場合は、これに応じなければならない。また、（1）の期限までに（3）の書類を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できないものとする。

#### （1）提出期限

令和7年7月7日（月）午後5時 必着

#### （2）提出先

〒634-8561 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館4階  
奈良県市町村職員共済組合 年金課

電話 0744-29-8266

### (3) 提出書類

- ア 入札参加申請書（様式第1号。ホームページからダウンロードすること。）
- イ 所在地等の証明書類
  - ア 個人の場合 住民票の写し 1通
  - イ 法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通  
いずれも発行後3月以内のものとする。また、複写機による写しをもってこれに代えることができるものとする。
- ウ 使用印鑑届（様式第2号。ホームページからダウンロードすること。）
- エ 2(7)に係る税について滞納がないことが証明できるもの
- オ 指名停止に関する申立書（様式第3号。ホームページからダウンロードすること。）
- カ 2(11)の確認ができるもの（証明する書類の写し）
- キ 2(12)の確認ができるもの（契約書の写し等）

## 5 競争入札参加資格要件の審査及び確認結果の通知

当組合は、提出を受けた入札参加申込書等について内容審査を行い、入札参加資格を有する者であるかを判断し、次のとおり通知する。

### (1) 通知日

4(3)の提出書類到着後から令和7年7月10日（木）まで

### (2) 通知先

「入札参加申請書」を提出した担当者

### (3) 通知方法

電子メールにより参加資格の有無を通知する。

## 6 入札方法

### (1) 入札期間

競争入札参加資格要件の確認結果通知後から令和7年7月17日（木）

午後5時まで

### (2) 提出先

4(2)に同じ

### (3) 提出書類

入札書（様式第4号。ホームページからダウンロードすること。）

### (4) 提出方法

（3）に必要事項を記入、押印し、二重封筒の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札参加者の商号または名称、開札日及び入札件名を朱書きし、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を朱書きし、4(2)の場所に、郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

### (5) 留意事項

入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。

落札者の決定にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月18日（金）午前10時  
(2) 場所 〒634-8561 奈良県橿原市大久保町302番1  
奈良県市町村職員共済組合 会議室（奈良県市町村会館4階）

## 8 入札回数等

開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、初度入札を含め2回を限度として入札を行う。この場合は、1回目の開札後、速やかに1回目の最低入札価格及び再度入札の入札書提出期限等を、入札参加者に入札参加申請書（様式第1号）に記載のアドレスにメールで通知するため、提出期限までに6（4）の方法により再度入札書（様式第4号）を提出すること。

2回目の入札を行ってもなお落札者が決定しない場合は、随意契約（以下「不落隨契」という。）に移行する場合がある。その場合は、以下のとおりとする。

- (1) 不落隨契に伴う見積依頼は、最低価格を提示した入札者に対して行う。  
(2) (1) の者について、見積書の提出意思がある場合は見積書を、提出意思がない場合は入札辞退届（様式第7号）を、契約担当者が指定する日時までに、郵送（書留又は簡易書留に限る。）または持参により提出すること。

## 9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額。但し、過去2年以内に本委託業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、委任者は契約保証金の納付を免除することができるものとする。

## 10 契約書の作成の要否

要

## 11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

## 12 落札者の決定方法

最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において

て、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代えて、当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせるものとする。

### 1.3 入札の辞退

入札を辞退する場合は、6（1）の期間中に、入札辞退届（様式第5号。ホームページからダウンロードし使用すること。）を当組合年金課（nenkin@kyosai-nara.or.jp）宛て、電子メールにより提出すること。送信後は、メール着信確認のため、当組合年金課に必ず電話で連絡すること。

### 1.4 入札公告等に対する質疑

- (1) 入札時の提出書類の作成方法及び入札方法に係る質疑がある場合は、当組合年金課に電話で連絡すること。
- (2) 仕様書等の業務履行に係る質疑がある場合においては、次に従い行うこと。

ア 質疑書（様式第6号。ホームページからダウンロードし使用すること。）の質疑事項欄に記入し提出すること。なお、質疑事項欄には業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。

イ 受付期間

公告日から令和7年7月2日（水）午後5時まで

ウ 提出方法・提出先

質疑書は、当組合年金課（nenkin@kyosai-nara.or.jp）宛て、電子メールにより提出すること。送信後は、メール着信確認のため、当組合年金課に必ず連絡すること。

- (3) (2) の質疑に対する全ての回答書を、入札参加申込者全員に対し、次のアに掲げる期日までに電子メールで送付する。なお、全ての入札参加申込者から質疑がない場合は当組合からの返信は行わない。

ア 回答期日

令和7年7月4日（金）

### 1.5 その他

落札決定後、所定の事項を落札者が履行しないと当組合が判断した場合は、契約を締結しないことがある。